

平成二十二年三月二十九日提出
質問第三二二四号

チリ中部沿岸地震に伴う津波被害に対する激甚災害指定に関する質問主意書

提出者 小野寺五典

324

チリ中部沿岸地震に伴う津波被害に対する激甚災害指定に関する質問主意書

本年二月二十七日にチリで発生した大地震により、翌二十八日には日本にも津波が到達し、沿岸部の漁業養殖施設や水産物等に甚大な被害が発生している。今回の津波による甚大な被害に対して、早急に激甚災害法の指定が必要であると考ええる。

従って、次の事項について質問する。

一 本年三月二十九日に河北新報社より、「農林水産省は激甚災害法の指定が適当とする方針を固めた」との報道がなされているが、この報道のとおり全国規模の激甚指定（本激）となる見通しであるか。

二 本災害について協議する、中央防災会議はいつ頃開催される予定であるか。

三 本災害において甚大な被害が発生した、漁業養殖施設について、仮に激甚指定（本激）となった場合、漁業養殖施設の復旧費用の九割を上限に国庫補助が嵩上げされると承知しているが、その通りとなる見通しであるか。更に、このこととは別に更なる支援策の検討が必要であると考えるが、政府の方針は如何。

右質問する。